

令和6年度総合評価競争入札落札者決定基準(簡易型、特別簡易型)

令和6年4月1日以降の入札から適用

評価項目		評価基準及び配点		注意事項	落札候補者の提出資料	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設		
A 企業の技術力	実績	同規模工事の施工実績	3件以上	3点	過去5年間の企業の元請としての施工実績に応じて加点する。	工事实績を確認できるものの写し(工事实績情報システム竣工時の登録データの写し)				3				
			2件	2点										
			1件	1点										
			0件	0点										
	評価	安城市発注の同工種工事における工事成績	点 80	2点	前年度の工事成績評定の平均点に応じて加点する。					2				
			80 > 点 70	1点										
			上記以外	0点										
		安城市発注の同工種工事の前年度における「安城市優良施工業者」	該当	1点	前年度に契約金額500万円以上の同工種工事を3件以上竣工し、同工種工事においていずれの工事成績評定も7.5点以上かつ、全ての同工種工事の工事成績評定が6.5点以上であった業者のうち、工種ごとに平均点の高い上位3社を、「安城市優良施工業者」として認定し加点する。						1			
	上記以外		0点											
	安城市発注の同工種工事成績評定が6.0点未満の評価実績	6.0点未満1件につき	-1点	過去3年間に工事成績評定が6.0点未満となった工事の数に応じて減点する。						0				
		上記以外	0点											
	完全週休2日制工事への取組		3件以上	3点	令和5年4月1日から令和6年3月31日までに安城市発注の完全週休2日制工事を達成した場合(完全週休2日制工事取組証明の日付が評価対象期間内のもの)、加点する。ただし、達成した業種に限る。		3					3	3	3
			2件	2点										
			1件	1点										
	就労環境整備の取組		取組が2つ以上	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で、次の取組を行っている場合、加点する。 (1)愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録 (2)女性の活躍促進宣言 (3)健康経営優良法人認定	(1)登録証の写し (2)受理証明書の写し (3)認定書の写し				1				
取組が1つ			0.5点											
取組なし			0点											
若年者雇用		雇用実績あり	1点	正規社員(採用時に29歳以下)の雇用実績に応じて加点する。該当する正規社員については、同一企業での再雇用は認めない。また、落札決定時点で、雇用が継続していること。評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去5年間(60ヶ月)とする。	正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し				1					
		上記以外	0点											
若手技術者の育成		1級国家資格	1点	以下の実績が1つ以上ある場合、いずれかに対し加点する。 (1)正規社員(資格取得時に35歳以下)が1級国家資格を取得した実績 (2)正規社員(資格取得時に29歳以下)が2級国家資格を取得した実績 資格取得実績については、落札決定時点で、雇用されている企業での取得実績に限る。同工種工事に関する1級国家資格又は2級国家資格は、別紙による。評価対象期間は、加算点申告表を提出する日の前日から過去3年間(36ヶ月)とする。いかなる場合においても、点数の合算は行わない。	法令による合格証明書の写し又は免許証等の写し 正規社員の生年月日と雇用開始日が確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し				1					
		2級国家資格	0.5点											
		実績なし	0点											
小計(満点)						12	9	9	9	12	12	12		
B 配置予定技術者の能力	実績	同規模工事の施工実績	3件以上	3点	過去10年間の主任(監理)技術者としての施工実績に応じて加点する。	工事实績を確認できるものの写し(工事实績情報システム竣工時の登録データの写し)				3				
			2件	2点										
			1件	1点										
			0件	0点										
	評価	安城市発注の同工種工事成績評定が8.0点以上の評価実績	2件以上	2点	過去3年間の主任(監理)技術者としての評価実績に応じて加点する。					2				
			1件	1点										
0件			0点											
安城市発注の同工種工事の優良評価	1件以上	3点	過去3年間の主任(監理)技術者としての工事成績評定が8.5点以上の評価実績のある場合に加点する。						3					
	0件	0点												
資格	保有する同工種工事に関する資格	1級国家資格者又は技術士	1点	本工事配置予定技術者の保有する同工種工事に関する資格に応じて加点する。該当する資格が2以上あっても加点は1点とする。	法令による免許証の写し				1					
上記以外		0点												
継続教育	CPDに取り組み、各団体の推奨単位に対する過去2年間の取得割合	推奨単位以上取得	1点	過去2年間継続教育に取り組み、建設系CPD協議会加盟団体または建築CPD情報提供制度の1年間の推奨単位に対する取得割合に応じて加点する。前々年度の4月1日から加算点申告表を提出する日の前日までに取得した単位を評価対象とする。1年間での推奨単位を定めておらず、複数年間での推奨単位しか定めていない団体については、1年間あたりに換算(各団体の推奨単位÷対象期間)し推奨単位とする。発注工事の種類とCPD運営団体との関連は問わない。	建設系CPD協議会加盟団体または建築CPD運営会議が発行する単位取得証明書の写し(取得単位が分かるもの)				1					
		推奨単位の1/2以上取得	0.5点											
		上記以外	0点											
小計(満点)									10					

令和6年度総合評価競争入札落札者決定基準(簡易型、特別簡易型)

令和6年4月1日以降の入札から適用

評価項目			評価基準及び配点		注意事項	落札候補者の提出資料	土木一式	建築一式	電気	管	舗装	造園	水道施設		
C 地域精進度・地域貢献度等	地域精通	本支店の所在	安城市内	1点	本支店とは、契約条件が整う本店又は支店に限る。 地域要件が準市内、知立管内又は県内を対象とする場合に適用する。								(1)		
			上記以外	0点											
	地域精通	同工種工事の市内施工実績	実績あり	1点	過去10年間の安城市内での同工種工事における施工実績がある場合に加点する。 JVの場合は、代表者の施工実績とする。下請けでの実績は認めない。 地域要件が準市内、知立管内又は県内を対象とする場合に適用する。	工事実績を確認できるものの写し(工事実績情報システム竣工時の登録データの写し)								(1)	
			実績なし	0点											
	地域貢献	前年度までの災害に関する協力事業者登録又は協定締結及び前年度の活動実績	活動実績あり	2点	前年度までに登録済又は協定締結済であれば加点し、前年度に活動実績のある場合はさらに加点する。 災害に関する協力事業者の登録は、安城市災害緊急協力業者(工事)とする。 協定締結は、「災害時における協力に関する協定書(建設協力会)」、「災害時における復旧工事の協力に関する協定」および「災害時における応急対策の協力に関する協定書」とする。 活動実績は、協定等に基づき市が依頼した災害出動とする。										2
			登録又は協定締結	1点											
			上記以外	0点											
		地域貢献	建設機械の保有(土木一式、舗装、造園、水道施設)	3台以上	1点	自保有又はリースを対象とし、経営事項審査における対象建設機械と同じとする。 土木、舗装、造園、水道は3台以上、建築、電気、管は1台以上の保有を加点する。	最新の経営規模等評価結果通知書の写し		1	/	/	/	1	1	1
				上記以外	0点										
				建設機械の保有(建築一式、電気、管)	1台以上										
	上記以外	0点													
	地域貢献	災害対策業務委託の受託	あり	1点	安城市の発注する風水害、雪氷対策等の業務委託について、当該年度の受託ありの場合、加点する。			1	/	/	/	/	/	/	/
			上記以外	0点											
	地域貢献	被災建築物応急危険度判定士の雇用	2名以上雇用	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、愛知県被災建築物応急危険度判定士の登録者を正規社員としての雇用に応じて加点する。	愛知県被災建築物応急危険度判定士登録証の写し 登録者が正規社員として確認できる資料(健康保険被保険者証等)の写し		/	1	/	/	/	/	/	/
			1名雇用	0.5点											
			上記以外	0点											
	地域貢献	前年度の水道施設緊急修繕協定締結及び前年度の活動実績	活動実績あり	1点	前年度の水道施設緊急修繕協定締結ありの場合、加点する。 前年度に協定に基づく依頼を5割以上実施した場合にはさらに加点する。			/	/	/	/	/	/	/	1
			協定あり	0.5点											
上記以外			0点												
社会貢献	障害者雇用の有無	法定雇用率以上	1点	法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年7月25日法律第123号。以下「雇用促進法」という。)第43条第2項に規定する「障害者雇用率」で、前年度6月1日現在のものとする。 雇用促進法で雇用を免除されている事業者については、実際に1人以上雇用していれば、加点する。	雇用者状況報告書の写し 障害者手帳の写し									1	
		上記以外	0点												
	社会貢献	更生保護における就労支援	雇用実績あり	1点	本支店が安城市に所在する事業者で、加算点申告表を提出する日の前日時点で協力雇用主として名古屋保護観察所に登録がある場合、加点する。 雇用実績については、上記に加えて、同一人物を加算点申告表を提出する日の前日時点から過去1年の間に連続して3か月以上雇用(雇用期間の一部または全部が過去1年に含まれていること)のあることについて、名古屋保護観察所が発行した「保護監査対象者の雇用に関する証明書」で確認できる場合、さらに加点する。	雇用実績の場合は、雇用証明書(写し)									1
協力雇用主登録あり			0.5点												
上記以外			0点												
環境	環境配慮の取組	取得あり	1点	エコアクション21又はISO14001の取得があれば、加点する。 契約先となる本支店が認証されていること。	登録証の写し									1	
		取得なし	0点												
社会性	入札参加資格停止措置	なし	0点	3年前の年度当初の日から加算点申告表を提出する日の前日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格(一般・指名)停止要綱による停止措置のある場合は減点する。										0	
		あり	-1点												
小計(満点)							7 (9)	7 (9)	6 (8)	6 (8)	6 (8)	6 (8)	6 (8)	7 (9)	
評価点合計(満点)							29 (31)	26 (28)	25 (27)	25 (27)	28 (30)	28 (30)	29 (31)		

同工種とは、建設業法別表第1に掲げる工事の種類で当該工事と同じ種類とする。
 同規模工事とは同工種でかつ請負金額が予定価格の半分以上の工事をいう。ただし、予定価格の事後公表入札案件に関しては、同規模工事を当該発注工事の全部又は代表的な(主たる)工種・工法とし、当該発注工事の概ね半分程度の規模を標準とする。
 施工実績は、特に指定の無い場合は、国、地方公共団体及び特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に規定されている特殊法人等をいう。)の発注工事の元請としての施工実績を対象とする。JVの場合は、代表者の施工実績とする。なお、安城市発注の工事で工事成績評価が60点未満の工事は施工実績と認めない。(減点項目を除く)
 「過去 年間」にの表記には、当該年度は含まないものとする。
 令和6年6月までに公告する工事の工事成績評価に係る項目については、「前年度」は「前々年度」に、「過去 年間」は「前々年度から過去 年間」にそれぞれ読み替える。